



平成23年6月21日

各 位

会 社 名 株式会社共和電業
代表者名 代表取締役社長 星 淑夫
(コード番号 6853 東証第1部)
問合せ先 取締役経営管理本部長 田中 義一
(TEL 042-489-7202)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定のお知らせ

当社は、平成23年6月21日開催の取締役会において、平成20年9月16日の取締役会決議により決定した「内部統制システム構築の基本方針」に関し、下記のとおり改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、社是、信条、企業理念ならびに経営の基本方針を示す「当社の企業倫理と行動基準」を制定し、全役職員に法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを周知徹底する。
- (2) 当社は、コンプライアンスを体系的に規定するコンプライアンス基本規定を定める。
- (3) 代表取締役社長は、コンプライアンス・リスク管理全体の統括責任者を任命し、コンプライアンス・リスク管理体制の構築、維持・整備にあたる。
- (4) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係わる実行計画を策定する。またその下部組織に各部門の代表者で構成されるコンプライアンス担当者会議を設置し、実行計画に基づくコンプライアンス教育の実施、コンプライアンス違反の有無の確認、他社事例の研究等、問題点の把握と改善に取り組む。コンプライアンス統括部署は経営企画部とする。
- (5) 統括責任者は、定期的に全社的コンプライアンスの体制整備についてレビューし、その結果を常務会、取締役会に報告する。
- (6) 当社は、役職員が企業倫理・行動基準に違反する行為やその疑いのある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるホットラインを設置する。会社は通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いは行わない。

2. 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、職務の執行に係わる以下の重要な文書及び重要な情報を、社内規定に基づき担当職務に従い適切に保存し管理する。
 - ① 株主総会議事録と関連資料
 - ② 取締役会議事録と関連資料

- ③ 取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び関連資料
 - ④ 稟議書等、取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - ⑤ その他取締役の職務執行に関する重要な文書
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 上記に定める文書の保管期限は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規定の定めるところによる。

3. 損失の危険に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理を体系的に規定するリスク管理基本規定を定める。
- (2) 代表取締役社長は、コンプライアンス・リスク管理全体の統括責任者を任命し、コンプライアンス・リスク管理体制の構築、維持・整備にあたる。
- (3) 当社は、リスク管理全体を統括する組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に係わる実行計画を策定する。またその下部組織に各部門の代表者で構成されるリスク管理担当者会議を設置し、実行計画に基づき、リスクの洗い出し、リスクの評価、重点管理リスクの軽減等に取り組む。
- (4) 統括責任者は、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的を開催し、全社的リスク管理の体制整備についてレビューを行い、その結果を常務会、取締役会に報告する。
- (5) 不測の事態が発生した場合は、経営危機管理規定に従い、代表取締役社長の指揮下に緊急対策本部を設置し、迅速・適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を原則毎月開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 当社は、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、常務会を原則毎週開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項について報告するとともに機動的に意思決定を行う。
- (3) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び年度事業計画を作成し、全社的な目標を設定する。
- (4) 各部門担当取締役は、方針管理規定に基づき事業年度の目標達成に向け具体的な実行計画を作成し、実行を推進する。

5. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社が定める「当社の企業倫理と行動基準」は、グループ各社共通の業務運営方針を定めたものであり、これを基本にしてグループ各社が諸規定を定めるものとする。
- (2) 当社は、子会社ごとに当社の担当取締役を配置し、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとる。
- (3) 当社は、子会社の経営についてはその自主性を尊重する。一方、子会社は、当社に定期的に事業内容、財務内容の報告を行い、重要案件については事前協議を行うこととする。

- ### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要な知見を持った同使用人を置くこととする。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 前項にいう監査役の職務を補助するためにする事務について、監査役は、指示により事務内容について使用人に守秘義務を課することができる。
- (2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、取締役会及び常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - ① 会社の業績に大きな影響を与えるもの
 - ② 会社の信用を大きく低下させるもの
 - ③ 法令、定款、「当社の企業倫理と行動基準」への違反で重大なもの
 - ④ その他上記に準ずる事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び常務会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- (2) 監査役は「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の作成にあたっては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務報告を規制する法令に準拠した経理規定を定める。
- (2) 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備状況および運用状況について自ら評価し、内部統制報告書として結果報告を行うとともに、不備事項については適時に改善を実施する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、コンプライアンスへの重要な取り組みとして、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断には毅然とした態度で臨む。またその旨を「当社の企業倫理と行動基準」の中に定め、当社役員・従業員全員への周知を徹底する。さらに当社は、警察等関連機関を通じて不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行い、事案の発生時には、同機関や顧問弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築する。

以上